

平成26年3月第28回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成26年3月14日第28回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|---------|---|---------|
| 町 長 | 齋 藤 邦 男 | 副 町 長 | 齋 藤 貞 |
| 総務課長 | 佐 藤 浄 | 企画財政課長 | 吉 田 充 彦 |
| 用地対策課長 | 佐々木 人 見 | 税務課参事兼納税班長 | 鈴 木 幸 徳 |
| 町民生活課長 | 鈴 木 邦 彦 | 福祉課長 | 阿 部 清 茂 |
| 被災者支援課長 | 齋 藤 幸 夫 | 健康推進課長 | 佐々木 利 久 |
| 農林水産課長 | 東 常 太 郎 | 商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長 | 酒 井 庄 市 |
| 都市建設課長 | 日 下 初 夫 | 会計管理者 兼会計課長 | 千 葉 英 樹 |
| 上下水道課長 | 作 間 行 雄 | 学務課長 | 鈴 木 久 子 |
| 教育長 | 岩 城 敏 夫 | 農業委員会 事務局 長 | 遠 藤 敏 夫 |
| 生涯学習課長 | 熊 澤 一 弘 | 代表監査 委 員 | 菊 地 和 彦 |
| 選挙管理委員会書記長 | 佐 藤 浄 | | 齋 藤 功 |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|--------------|---------|
| 事務局長 | 丸 子 司 | 参 事 兼庶務班長 | 牛 坂 昌 浩 |
| 主 事 | 櫻 井 直 規 | | |

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第31号 平成26年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第32号 平成26年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第10 議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第35号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第12 議案第36号 平成26年度亶理町水道事業会計予算
(以上10件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第13 議案第37号 物品購入契約の締結について(平成25年度(復交)農業用機械施設(田植機)整備事業)
- 日程第14 議案第38号 物品購入契約の締結について(平成25年度(復交)農業用機械施設(トラクター)整備事業)
- 日程第15 議案第39号 工事請負変更契約の締結について(平成25年度亶理第5-1号汚水幹線工事)
- 日程第16 議発第 2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長(安細隆之君) おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位にご連絡いたします。

本日の会議は、広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 鈴木高行議員、9番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、説明員の変更についてであります。税務課佐藤課長にかわり、税務課鈴木参事が本日の会議に出席しますので、ご了承願います。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、追加議案3件が提出されております。

第3、予算審査特別委員長から、審査報告書を受理しております。

第4、議員から意見書案1件が提出されております。

第5、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第6、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」1件が提出されておりますので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は議案3件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議案第37号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（田植機）整備事業）から議案第38号 物品購入契約の締結について（平成25年度（復交）農業用機械施設（トラクター）整備事業）までの2件の議案につきましては、去る2月28日に入札を執行した物品の購入に関し、それぞれの物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回の農業用機械施設整備事業につきましても、東日本大震災の津波により耕作用機械が流されてしまった農業に従事する被災者に対し、貸し出しするための農機具を購入する事業であり、田植機10台、トラクター4台、合わせまして計14台の農機具を購入するものであります。

議案第39号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度 亘理第5-1号汚水幹線工事）につきましては、路線の延長に伴う請負金額の変更など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げ、追加議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算から

日程第12 議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算まで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第3、議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算から日程第

12、議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔予算審査特別委員長 高野孝一君 登壇〕

予算審査特別委員長（高野孝一君） 委員会の報告書を読み上げまして、報告といたします。

平成26年3月14日

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

予算審査特別委員会委員長

高野 孝一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1、付託事件。議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算、議案第28号 平成26年度亘理町国民健康保険特別会計予算、議案第29号 平成26年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第30号 平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算、議案第31号 平成26年度亘理町土地取得特別会計予算、議案第32号 平成26年度亘理町介護保険特別会計予算、議案第33号 平成26年度わたり温泉島の海特別会計予算、議案第34号 平成26年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。第28回本町議会定例会において、当委員会に付託された平成26年度亘理町一般会計予算ほか9件の審査のため、3月7日から13日までに4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、教育長並びに担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月7日金曜日、議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算。歳入全部。歳

出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月10日月曜日、議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第29号 平成26年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月12日水曜日、議案第28号 平成26年度亘理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第30号 平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第31号 平成26年度亘理町土地取得特別会計予算審査。議案第32号 平成26年度亘理町介護保険特別会計予算審査。議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第34号 平成26年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第35号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算審査。

3月13日木曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で委員会審査の報告を終わります。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第27号から議案第36号までの以上10件については、議長を除く16人の委員をもって4日間審査いたしましたのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号 平成26年度亘理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のと

おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第27号 平成26年度亶理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第28号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第29号 平成26年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計予算について、討

論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第30号 平成26年度亙理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度亙理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号 平成26年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第31号 平成26年度亙理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号 平成26年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり

り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第32号 平成26年度亶理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第33号 平成26年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第34号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算につい

て、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第35号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算について、討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第36号 平成26年度亘理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第37号 物品購入契約の締結について（平成25年度
（復交）農業用機械施設（田植機）整備事業）

日程第14 議案第38号 物品購入契約の締結について（平成25年度
（復交）農業用機械施設（トラクター）整備
事業）

(以上 2 件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第37号 物品購入契約の締結について及び日程第14、議案第38号 物品購入契約の締結についての以上 2 件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第37号及び議案第38号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは最初に、議案第37号について説明いたします。

追加議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第 1 項第 8 号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

記としまして、事業名が平成25年度（復交）農業用機械施設（田植機）整備事業でございます。契約金額が2,572万5,000円。なお、落札率につきましては71.01%ございました。契約の相手方につきましては、亶理町字西郷261番地 1、株式会社竹内農機商会でございます。

次の 2 ページ目が資料となりますので、お開き願います。

入札年月日が、平成26年 2 月28日でございます。入札方法は、指名競争入札。業者名につきましては、みやぎ亶理農業協同組合、有限会社はんざわ上茨田店、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマーアグリジャパン株式会社亶理支店、株式会社竹内農機商会の 5 社でございます。入札回数については、1 回。購入品目及び台数につきましては、田植機が10台でございます。6 の仕様でございますが、別紙のとおりということで、次の 3 ページから 5 ページまでに記載してございます。田植機の内訳につきましては、最初の 3 ページの上の表に記載しておりますが、6 条植えが 5 台、8 条植えが 1 台、多目的、いわゆる水田への直播用の 8 条植え、これが 4 台の合計10台となっております、それぞれの主要諸元が資料の①から③、5 ページまで記載してございまして、次の 6 ページ目がその主要内容の田植機の参考写真を掲載しております。受け渡し期限については平成26年 3 月28日。受け渡し場所が、亶理町逢隈鷺屋字深町241番地 1 地内ということで、J Aみやぎ亶理の深町の米倉庫の敷地内となります。

それでは次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号でございます。

物品購入契約の締結について。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

記としまして、事業名が平成25年度（復交）農業用機械施設（トラクター）整備事業でございます。契約金額が2,677万5,000円。落札率につきましては、74.1%でございました。契約の相手方につきましては、亶理町字西郷261番地1、株式会社竹内農機商会でございます。

次の8ページが資料となりますので、お開き願います。

入札年月日が、平成26年2月28日。入札の方法については、指名競争入札。業者名が、みやぎ亶理農業協同組合、有限会社はんざわ上茨田店、株式会社宮城ヤンマー商会、ヤンマーアグリジャパン株式会社亶理支店、株式会社竹内農機商会の以上5社でございます。入札回数については、1回。購入品目及び台数ということで、トラクターが4台でございます。仕様内容については、別紙のとおりということで、次の9ページから10ページまで記載しております。トラクターの内訳については、9ページの上の表に記載しておりますように、53馬力でローダー、前の部分に装着するバケットつきのものをローダーといいますけれども、それが2台、75馬力のローダーつきが2台の合計で4台でございます。それぞれの主要諸元については、資料の①、②ということで10ページまで記載してございまして、11ページ目がその主要内容のトラクターの参考写真を掲載しております。受け渡し期限については、平成26年3月28日。受け渡し場所については、先ほどと同じ鷺屋のJAの深町倉庫の敷地内となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第37号 物品購入契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この農業用機械施設整備事業の物品購入は、今までどおり指名競争なんです。しかも、指名競争で5社が同じなんです。なぜ指名業者が5社でずっと同じなんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 農機具の購入にかかわる入札参加登録業者でございますが、今現在5社だけでございまして、これについては震災後からずっと同じこの5社のみの登録となっております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 田植機10台、これはどこに貸し出すんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 田植機10台でございますが、荒浜地区に3台、吉田地区に5台、逢隈地区に2台でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 物品購入契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じですけれども、このトラクター4台はどこに貸し出すのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 吉田地区に4台貸し出すようになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 仕様書の下にフロントローダーというのがございます。初年度、24年度から農業用機械施設整備事業が始まったかと思うわけですが、24年度の購入時にはこのフロントローダーの部分がないわけですね。その後、例えば要望があれば、その辺の貸し出しはあるのでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 単年度ごとに予算計上で、いろいろと復興庁と調整しながら貸し出し、機種選定などをしておりますが、そういうことを内部で再度、その辺ができるかできないか調整する必要があるかと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 物品購入契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第15 議案第39号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度 互理第5－1号汚水幹線工事）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第39号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第39号について説明いたします。

追加議案書の12ページをお開き願います。

議案第39号。

工事請負変更契約の締結について。平成25年7月22日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするでございます。

記といたしまして、工事名が、平成25年度 亘理第5-1号汚水幹線工事でございます。変更請負金額が1億1,778万3,750円。438万3,750円の増額でございます。契約の相手方につきましては、阿部春建設株式会社でございます。

右の13ページをごらんください。資料になります。

変更契約年月日が、平成25年12月16日でございます。

今回の工事の変更理由、それから主な概要につきましては、この表に記載しておりますが、推進工法の立坑の設置に当たりまして、現地において確認したところ、既設構造物が支障となることが判明したために、今回推進工法の延長、変更前の322.8メートルから335.9メートルに変更するものと、あわせて、マンホール設置工として、この概要表のとおり合計10カ所から9カ所に変更するものでございます。

次の14ページに平面図を添付しておりますが、緑色で記載した数量が変更前の数量で、赤で記載した数量が今回の変更数量でございます。

工期につきましては、変更前と同じ平成26年3月25日までの工期となります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 工事請負変更契約の締

結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議発第2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

議長（安細隆之君） 日程第16、議発第2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 提出者から趣旨説明を求めます。高野 進議員登壇。

12番（高野 進君） 高野 進です。意見書を提出し、読み上げます。

議発第2号。

平成26年2月27日、これは議長宛ての提出日でございます。

亘理町議会議長 安細隆之殿。

提出者 亘理町議会議員高野 進、賛成者 亘理町議会議員鞠子幸則。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書。

特定秘密保護法は、国民にとり重要問題で、国民の目と耳、口をふさぎ、民主主義の基盤である国民の知る権利に大きな影響が出ることはもとより、言論・表現の自由を脅かします。希代の悪法です。この法律は日本を「海外で戦争する国」にするため、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑圧することを目的としています。

もともと、数多くの日米密約に示されているように、日本は先進国でも不当に秘密にされていることが特段に多い国です。そこに特定秘密保護法を持ち込むことは、日本社会を暗黒の社会へと逆行させることとなります。

特定秘密保護法の制定に反対する世論は、勤労者や法曹関係者、作家、ジャーナリスト、文化・芸術関係者などに急速に広がり、国民の平和と民主主義を守るエネルギーの強さを示しました。廃案や慎重審議を求める野党や多くの国民の声を押し切り、特定秘密保護法の強行採決後も、その撤廃を求める運動は広がり続けています。

しかし、政府は特定秘密保護法を年内に施行する準備を進めています。

民主主義に禍根を残すこの法律の施行は許されず、この法律を撤廃されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年（平成26年）3月14日。

衆議院議長殿。参議院議長殿。内閣総理大臣殿。

亘理町議会。

なお、法律の内容は3月3日に議員各位に配付されております。

特定秘密保護法は日常生活に身近に及ぶ法律であり、この法律と意見書の全体像を読み取りご判断されますように要望いたします。

以上であります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 私は、反対の立場からの反対討論を行います。

特定秘密は、我が国の安全保障にかかわる4分野、防衛、外交、特定有害活動、いわゆるスパイ行為等の防止、テロリズムの防止であって、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って大臣等の行政機関の長が指定し、かつその指定は、第三者である外部有識者の会議の意見を反映させた基準に従って行われます。具体的には、自衛隊の保有する武器の性能や重大テロが発生した場合の対応要領など、国及び国民の安全にかかわる重要な情報が特定秘密に指定されております。

なお、民間の企業の研究機関、大学が持っている情報、さらには原発事故やTPP交渉に関する情報などは特定秘密保護法の対象となりませんので、特定秘密保護法の撤廃を求める意見に反対をするものでございます。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、原案賛成の立場で討論いたします。

昨年暮れの秘密保護法強行に反対した国民の声はおさまるところか、日がたつにつれ広がっています。なぜか。秘密保護法では、政府が保有する膨大な情報の中か

ら政府の恣意的な判断によって特定秘密が指定されます。懲役10年以下の重罰とそれによる威嚇、いや、適正評価の名によるプライバシー侵害と権力に監視されるのは、限られた公務員の特殊な漏えい行為ではありません。国民の普通の日常とその自由が広く対象とされます。国民は何が秘密かも秘密とされる社会の中で、自分が近づいた情報の中身をわからないまま加罰されるのです。国民の知る権利に応じて巨大な行政機関の情報に迫ろうとする取材と報道の自由もその例外ではありません。だから、この法律が成立してからも、なお多くの国民が廃止すべきだという声を上げて、その輪は広がりこそすれ狭まることはありません。

特定秘密保護法は直ちに撤廃すべきです。

以上で賛成討論といたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議発第2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立少数であります。よって、議発第2号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の件は、否決されました。

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年3月第28回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 鈴木高行

署名議員 鈴木邦昭